

奴隷制討論禁止規則とジョン・クインジー・ アダムズに対する問責をめぐって

——アメリカ合衆国連邦議会における言論統制(2)——

久田 由佳子

1833年に英国議会在英領植民地における奴隷制廃止を可決したことに影響を受け、アメリカの奴隷制廃止論者たちは、1830年代を通して、首都ワシントンにおける奴隷制廃止や奴隷売買の禁止などを合衆国連邦議会に求める請願運動を展開した。これに対して連邦下院議会では1836年5月、南部選出の議員を中心に、奴隷制廃止とそれに関わる請願書を読み上げず、また印刷や関係委員会への付託をおこなわずに、自動的に棚上げすることを決議した。また上院でも同様の慣行が成立した。いわゆる「箝口令」(gag rule)と呼ばれる議事規則である。

言論の自由を制限する箝口令は、どのような経緯で制定され、強化され、最終的に廃止されたのか。前稿では、第24連邦下院議会第1会期(1835年12月から1836年7月)で成立した最初の箝口令(1836年5月)がどのような過程を経て成立したのか、先行研究と当時の議会記録から明らかにした。本稿はその続編であり、第24連邦議会第2会期(1836年12月から1837年3月)の下院での議論、特に1837年7月に70歳の誕生日を迎えようとしていた高齢のジョン・クインジー・アダムズに対する問責問題を中心に検討する。当時の議会記録には、日々の議事を記録した日誌(*House Journal*)、議会討論の抄録(*Register of Debates, Congressional Globe*)等があり、連邦議会図書館のAmerican Memoryのウェブサイトで見ることが可能であるが、本稿でも前稿と同様、これらをおもな史料として利用する¹⁾。なお、本稿で登場する議員については、第24、25議会の選出当時の所属政党を括弧書きにするが、政党の名称は合衆国連邦議会のデータベースによって²⁾。本稿で問題とするのは、1837年3月から始まる第25議会の直前であるため、所属政党名が会期ごとに変わるなどの場合は、その会期ごとに所属政党名を記すことにする。

第6代大統領で、1830年代にマサチューセッツ州選出の連邦下院議員をつとめていたジョン・クインジー・アダムズは、第24連邦議会において、奴隷制廃止に関する請願書の扱いをめぐる議論の中で「自分は口封じされるのか (Am I gagged?)」という有名な言葉を発した。それ以降、奴隷制に関わる討論を禁じる下院決議は「箝口令」(gag rule)と呼ばれるようになった³⁾。この箝口令は、会期中のみ有効で、会期の終了とともに無効となるため、奴隷制反対の立場をとる連邦議員たちは、前会期で成立した規則が無効となった会期の初期を狙って、奴隷制反対の請願書を議会に提出した⁴⁾。1836年12月、第24連邦議会第2会期が始まると、アダムズら北部選出の議員たちは市民から送られた反奴隷制請願書を再び議場で読み上げるようになった。この過程で、アダムズは議会を侮辱したとして、他の議員から批判を受け、問責の対象になりかけた⁵⁾。アダムズに対しては、1842年2月にもやはり同様の理由により下院で問責決議案が提出されたが、こちらの事件は、合衆国連邦議会が管理する議会史のウェブサイトに取り上げられていることもあり、マスメディアでも取り上げられるなど、1837年の事件よりも良く知られている⁶⁾。

本件については、すでにジャーナリストのウィリアム・L・ミラーの著作の中でも触れられているが、時系列で扱われている部分と主題別に論じられている部分が混在しており、事件の流れがつかみにくい。そこで、本稿であらためて整理しなおすことにする⁷⁾。

1836年12月から始まった第24連邦議会第2会期では、12月19日にインディアナ州選出のジョン・W・デイヴィスが次のような決議案を提出した。

以下、決議する。今会期に提出された、コロンビア特別区、あるいはその他の合衆国准州における奴隷制の廃止、もしくは奴隷売買の禁止に関する請願書、その他の文書はすべて読み上げず、印刷もせず、議論もせず、棚上げするものとする。⁸⁾

後に当会期で成立することになる奴隷制討論禁止決議、いわゆる箝口令で

ある。この決議案は、読み上げ後に即棚上げされたものの、後述するように、下院の議事進行を左右することになる。

同12月26日、アダムズは、ペンシルヴァニア州サスケハナ郡のシルバレイクの住民27名によるコロンビア特別区の奴隷制廃止と奴隷売買禁止を訴える請願書を提出し、同特別区関連委員会への付託を動議した。これに対して、サウスカロライナ州選出のフランシス・ピケンズ（関税法無効派）は、先の会期における奴隷制討議禁止決議の扱いと同請願書の処理について、議長であるジェイムズ・K・ポーク（テネシー州選出、第24議会ではジャクソン派、第25議会では民主党）に質問した。議長は、同決議（箝口令）が先の会期でのみ有効であり、本会期ではあらためて議論する必要があることを明言した。ピケンズは、これを了承することはできないとして請願書の受理を拒否する動議を出し、メイン州選出のゴーハム・パークス（ジャクソン派）が請願書の棚上げの動議をおこない、ニューハンプシャー州選出のサミュエル・クシュマン（ジャクソン派）が請願書の棚上げ動議に対する表決を動議して、賛成116票、反対36票でこれら特定の請願書の棚上げが確定した⁹⁾。

こうして連邦議会下院では、アダムズら合衆国憲法で市民の請願権を尊重する立場の議員と、奴隷制支持派および奴隷制について不干渉の立場をとる議員との間の対立が再び顕在化し、アダムズらは以前にも増して反奴隷制請願書の提出に関わることとなった。1837年1月18日、以前と同様に奴隷制及び奴隷制反対に関する総ての請願書は、印刷や言及なしに棚上げされ、それ以上の対応はおこなわないという決議、すなわち箝口令が、賛成129、反対69票で可決された¹⁰⁾。箝口令の成立にもかかわらず、反奴隷制請願書は提出され続けたが、前会期との相違点は、アダムズをはじめとするマサチューセッツ州選出の議員たちが取り扱った反奴隷制請願書の数の多さだけではない。反奴隷制請願書の提出をめぐって、アダムズはあやうく処分を受けるところだったのである。そのきっかけは、これまでとは性格の異なる反奴隷制請願書をアダムズが受け取ったことからはじまった。

1837年2月6日、アダムズをはじめとするマサチューセッツ選出の議員たちは、この日も多くの反奴隷制請願書を提出し、いずれも箝口令に基づいて、棚上げされた¹¹⁾。これらの請願書の中には、アダムズの地元マサチューセッツ州以外の住民から提出された請願書も含まれていたため、他

の議員からは、しばしば議長に対して、彼の行為が下院議事規則に反するのではないかとの疑念も出されたが、議長は彼の行為が規則に則っている旨を認めた¹²⁾。

問題は、その後起こった。アダムズが、自分の手元に自ら奴隷と名乗る22名の名前が記載された請願書と称する書類が送られてきており、これを提出することは、1月18日に採決された規則に準ずるか否かを確認したい旨の発言をおこなったのである。議長は、自らその請願書を直接確認するまでは判断できないと発言した。アダムズは、もしその書類を書記に渡せば、下院に提出したことになってしまうが、非公式に議長に直接手渡せば、議長が確認できるとし、彼自身は、下院規則に基づく行動をとりたいと発言した。アダムズによれば、この文書は奴隷によって書かれたとされる一方、偽装されたものではないかとの考えもよぎったという。この請願書の提出者の一部は、自分の名前を書くことができず、代わりに×マークが書かれており、一部は教育を受けていると思われる署名をおこなっていた。手紙は、自分たちが奴隷であり、アダムズから議会に提出するよう、要望していた¹³⁾。

アダムズは、議長に請願書を渡そうとしたが、アラバマ選出のジョーブ・ロウラー（第24議会ではジャクソン派、第25議会ではホイッグ党）はこれに反対した。議長は、このような事態は非常に稀であるため、構成員の意向を確認したいと述べたうえで、自分の記憶の範囲では下院に奴隷から請願書が提出された前例がなく、そもそも奴隷に請願権が認められているのかについて下院構成員から意見聴取をおこなった¹⁴⁾。

ジョージア州選出のチャールズ・E・ヘインズ（ジャクソン派、第25議会では民主党）は、これまで毎日のように反奴隷制請願書を提出してきたアダムズに対して怒りをあらわにし、他の南部選出の議員たちが、ヘインズをなだめるなかで、ヴァージニア州選出のジョン・M・パットン（ジャクソン派、第25議会では民主党）が箝口令を一時保留にする動議を出した。この奴隷の請願書とされるものが問題視される前に、アダムズはヴァージニア州フレデリクスバーグ在住のレイチェル・ステアーズと女性8名によるコロンビア特別区の奴隷取引禁止を求める請願書を提出しており、この請願書は、箝口令に基づいて受理された上で棚上げされることが決まっていた。しかし、この奴隷の請願書の問題に乗じて、パットンはこの対応に異議を申し立てたのである。パットンはフレデリクスバーグで育ったので、

この町の住民については熟知していると語ったうえで、この請願書を提出した女性たちの中には、尊敬に値する「レディ」が一人も含まれていないこと、この請願書の署名者の中で彼が知る唯一の人物は、評判の悪い混血^{ムラト}の自由人の女性であることを理由として異議を唱えた。パットン^{ムラト}は、この請願書が先の奴隷の請願書と同様に信頼できるものではない以上、アダムズに同請願書を一旦差し戻し、さらにその請願書を差出人に送り返す動議を出すため、箝口令を一時停止にする必要があると主張した。この動議は、131対50で可決され、箝口令は一時停止とされた。この動議を受けてパットンは、ヴァージニア州フレデリクスバーグ在住のレイチェル・ステアーズとその他の女性8名によるコロンビア特別区の奴隷取引禁止を求める請願書を、議会に提出したアダムズに差し戻すという動議を出した¹⁵⁾。

サウスカロライナ選出のワディ・トンプソン・ジュニア（反ジャクソン派、第25議会ではホイッグ党）は、以下の決議の動議を出した。

以下、決議する。ジョン・クインジー・アダムズ議員は、表面上は奴隷の手になるとされる請願書の提出を試みたが、これは本議会に対する侮辱である。彼を即座に喚問すべきであり、議長からの厳しい問責を受けさせるべきである。¹⁶⁾

議長は、この問題は議員特権と関わるため、他の事案よりも優先的に扱うとした。この決議案が読み上げられると、ジョージア州選出のチャールズ・E・ヘインズ（ジャクソン派、第25議会では民主党）とアラバマ州選出のディクソン・ホール・ルイス（民主党）は相次いで文章の追加動議を出した。この日の最終決議案は次のような内容となったが、議論は翌日に持ち越されることになった。

一、 以下、決議する。ジョン・クインジー・アダムズ議員は、奴隷の手になる請願書の提出を試みることによって、本議会に対し、著しい侮辱を与えた。

二、 以下、決議する。上記のマサチューセッツ選出の議員は、本請願書が奴隷制廃止を求めるものではないと知りながら、そのような印象を作りだし、本議会にそのように印象づけたことは、議会を侮辱するものである。

三、以下、決議する。上述のジョン・クインジー・アダムズは、上記の決議に基づく行為によって、議会の問責を受けるものとする。¹⁷⁾

翌2月7日、継続審議がおこなわれ、ヴァージニア州選出のジョージ・C・ドロムグール（ジャクソン派、第25議会では民主党）の示唆を受けて、決議案にはさらなる変更が加えられた。

一、以下、決議する。本下院の構成員であるジョン・クインジー・アダムズ議員は、奴隷からの請願書とされる文書が自分の手元にあると発言し、（提出に先んじて）この請願書の扱いが本議会で採択した決議の趣旨に適用されるか否かの質問をおこなった。この行為は、奴隷が請願権を有しているとの考えに正当性を与えるものであり、彼が好んで連中の操り人形となっていることを示しており、ゆえに彼の行動は本下院の問責に値する。

二、以下、決議する。前述のジョン・クインジー・アダムズは、下院議員の面前で議長から問責されるものとする。¹⁸⁾

この議論の途中で、議場では、大統領の私設秘書を通じて、大統領からの対メキシコ関係にかかわる2つの教書が伝えられたが、その教書の取り扱いについては全会一致で棚上げされることとなり、アダムズの間責決議をめぐる議論が続行された¹⁹⁾。

ノースカロライナ州選出のジェシー・A・バイナム（ジャクソン派、第25議会では民主党）は、この決議案に対して、第一決議の「以下、決議する」以外をすべて削除し、以下のように差し替える動議をおこなった。

合衆国連邦のすべての地域のいかなる奴隷、黒人、自由黒人が本議会に請願しようとする試みは、本議会に対する侮辱行為であり、議会を混乱に陥らせ、本下院の品格を貶めるものである。かかる行為をおこなった者は、本下院の最も厳しい問責を受けるものとする。

以下、決議する。本下院の構成員によって、かかる試みがなされたか否かについては、事実関係を調査する委員会を設置し、委員会は可及的速やかに事実関係を報告すること。²⁰⁾

南部選出の議員全体が、必ずしもアダムズの間責を支持していたわけではないことは、その他の議員の発言からも窺える。ケンタッキー州選出のウィリアム・J・グレイヴス（反ジャクソン派、第25議会ではホイッグ党）のように、こうした動議に対して微妙な立場を訴える者もいた。

議長、私は奴隷州（the slaveholding States）の出身であり、私自身奴隷主であり、そのことを口にするのを恥じてはおりません。私は、奴隷制廃止論者や非奴隷州の人々が奴隷州における奴隷制の問題に対して、いかなる程度であれ干渉することに断固として抗議します。さらに私は、連邦議会にコロンビア特別区の奴隷制廃止を訴える請願書に対しても異論を唱えます。私は、連邦議会がこの件に関して立法の権限があるという考えを支持しますが、最も明白な複数の理由から——そのうち最も大きな理由の1つは南部奴隷州の心情からですが——この問題に関わろうとするいかなる努力にも反対します。南部出身の紳士たちは、連邦議会が奴隷制の問題に介入することは連邦の即時崩壊の最初の第一歩であると考えていますし、私自身も、その他の政治問題にも増して、これを深刻に捉えています。しかしながら、下院の紳士たちがここまで提案することにはついて行けません。私は、北部・南部・東部・西部を問わず、いかなる下院構成員に対しても、個人としては間違っていると信じている内容や不条理だと認めざるを得ない内容であっても、その人物が議事規則に則って質問したり、周囲の意見とは異なる意見を述べたりすることに対して、問責決議の投票をおこなうことには同意できません。

議長、私は、本下院に対しては、冷静を欠いた妄想と興奮の中で自分たちがしようとしていること、すなわち、ほとんど投票によらずに歓声や拍手で承認しようとしていることについて、冷静に常識的に判断していただきたいと存じます。本件の中で事実がほとんど含まれていないことは、容易に理解できるはずです。事実は、当該議員が起立して、議長に問い合わせをしたということだけなのです。²¹⁾

ヴァージニア州選出のパットン、ノースカロライナ州選出のバイナムの修正案の第一項について、すなわち奴隷の請願権に関する部分を以下のとおり、修正するよう、動議をおこなった。

請願権は、合衆国連邦の奴隷には認められていない。したがって、奴隷による請願書の提出は、奴隷州 (the slaveholding States) の権利を著しく損ない、また連邦の一体性を危険に晒すことになるため、いかなる請願書も本下院に提出することはできない。

以下、決議する。今後、本下院に同様の請願書を提出しようとする議員はすべて、南部の心情を逆なでするような連邦の敵と見なされる。

以下、決議する。ジョン・クインジー・アダムズ議員は、奴隷の手になる請願書について議長に問い合わせをおこなうにあたり、本下院に対して礼を欠く、いかなる行為もおこなう意図はないと断言しており、もし本下院がこの請願書の提出はおこなうべきでないとの判断を下した場合は、これを提出しないと明言している。ゆえに彼の行動についての処分の検討はこれ以上、おこなわないものとする。²²⁾

この動議に対して、最初にアダムズの間責動議をおこなったサウスカロライナ州選出のトンプソンは、次のような演説を始めた。

私が最初に提案した決議案は、マサチューセッツ選出の一議員の行動によって引き起こされた衝動によるもので、同様に本下院の構成員の中にも神経が逆なでされたと感じる人がいたと思います。より冷静になって考えれば、私が進めた手続にはより大きな責任をとまいません。(中略) 奴隷が請願書を提出することは合衆国憲法で認められておらず、そのような行為は下院を侮辱するものであり、一部の下院構成員の権利や心情を侵害するものであるということを、正式に明確に下院が表明することを私は求めます。(後略)²³⁾

トンプソンの演説は議会討論の抄録で数ページに及んだが、後半部分で彼は、奴隷の請願書が反乱罪の証拠となりうる点を指摘し、この請願書の扱いやアダムズの行為について、熟考を促した²⁴⁾。

ケンタッキー州選出のジョン・カルフーン (John Calhoun; 第20議会でアダムズ派、第24議会で反ジャクソン派、第25議会ではホイッグ党) は、まずアダムズの行動の本質について明らかにする必要があるとし、奴隷に請願権があるのか否か、連邦議会にコロンビア特別区の奴隷制廃止を決定する権限があるのか否か、さらにはアメリカ合衆国の市民に言論の自由が

認められているように、下院議員が自由に討論する権利は保障されているのか、について論じた。カルフーンは、奴隷には請願する権利は認められておらず、連邦議会にはコロンビア特別区の奴隷制について決定する権限はないとしたうえで、議員の自由討論の権利については、付帯条件を提示した。すなわち、合衆国市民の言論の自由も、下院における討論の自由も、濫用された場合には、議会は議員を罰することができ、裁判所は市民に罰金を課すことができると発言したのである。それゆえ、カルフーン自身は言論の自由や討論の自由を擁護するものの、アダムズの行為は職権の濫用にあたり、合衆国連邦の奴隷州における反乱を誘発する恐れがあるがゆえに、問責に値すると結論づけた²⁵⁾。

議論はその後午後6時まで続き、翌日以降に持ち越されることとなった。しかし2月8日は、大統領及び副大統領選挙の選挙人投票がおこなわれることになっており、その他にも前日に届けられた大統領教書に関連する議事もあったため、アダムズの問責をめぐる討論は、延期されることになった²⁶⁾。2月9日、議論が再開され、あらためて決議案が確認された。

以下、決議する。請願権は、合衆国連邦の奴隷には認められていない。したがって、奴隷による請願書の提出は、奴隷州 (the slaveholding States) の権利を著しく損ない、また連邦の一体性を危険に晒すことになるため、いかなる請願書も本下院に提出することはできない。

以下、決議する。今後、本下院に同様の請願書を提出しようとする議員はすべて、南部の心情を逆なでするような連邦の敵と見なされる。

以下、決議する。ジョン・クインジー・アダムズ議員は、奴隷の手になる請願書について議長に問い合わせをおこなうにあたり、本下院に対して礼を欠く、いかなる行為もおこなう意図はないと断言しており、もし本下院がこの請願書の提出はおこなうべきでないとの判断を下した場合は、これを提出しないと明言している。ゆえに彼の行動についての処分の検討はこれ以上、おこなわないものとする。²⁷⁾

この日、議論の口火を切ったのは、それまで沈黙を保っていたケンタッキー州選出のリチャード・フレンチ (ジャクソン派) だった。彼は、奴隷制に関する議論が避けられない現状では、奴隷州の代表として自らの権利を強

く主張すべきであるとして、アダムズの間責を主張する陣営に加わった。彼は、憲法定制当時にさかのぼり、奴隷主の財産権が保障されていることや、下院の各州の議員定数配分の基準として各州の自由人の人口に奴隷人口の5分の3を加える、合衆国憲法の「五分の三条項」(第1章第2条第3項)が定められたことについて、奴隷州の権利が尊重されているなどの点を挙げながら、アダムズを批判した²⁸⁾。

さらに多くの議員が発言した後、アダムズは、彼の手元にある奴隷の請願書が、1月18日に成立した箝口令の対象となるのか否かの質問に立ち返りながら、次のような演説をおこなった。

私の質問は、諸州の奴隷制廃止とどのように関係があるというのでしょうか？ 私の質問は、奴隷からの請願書が、1月18日に決定した議事規則の範疇に入るのか否か、すなわち、奴隷制ならびに奴隷貿易に関する請願書や嘆願書、決議、書類のたぐいはすべて印刷や言及せずに棚上げするものとし、それ以上の手続をとらないという規則の対象か否かという点だけであります。この規則には、誰がその請願書や書類を出したのかという区別がありません。ここにはすべての請願書、すべての書類が含まれます。私の手元に送られてきたのは、請願書、つまり書類であって、厳密にみても規則が示す手紙の範疇に含まれます。この書類を除外する理由はどこにあるのでしょうか？ これは、下院によって内容を読み上げられることなく、印刷もされず、委員会に付託されず、さらなる手続を経ることもなく、棚上げされることになっています。なぜこの請願書がこの議事規則の対象にならないのでしょうか？ 奴隷から提出されたからでしょうか？ 奴隷から出された請願書を除外する根拠はどこにもありません。合衆国憲法には、奴隷からの請願書を除外するという文言が一言も書かれていません。仮に奴隷制の廃止によって、奴隷州の下院議員の数が減るとしまししょう。奴隷制が廃止されなかったとしても、それが奴隷には慈悲を乞うことや、許しを請うこと、苦痛を和らげるための悲鳴をあげることすら許されていないことを証明することになるのでしょうか。²⁹⁾

アダムズは、続けて請願権に関する自分の考えを明らかにした。彼は、若き同僚で、後に第23代合衆国司法長官を務めることになるマサチューセツ

ツ州選出のケイレブ・クッシングの言葉を引用しながら、「請願権は合衆国憲法に由来する権利ではなく、生来、人間に与えられた権利であり、憲法ではその権利を奪ったり、減じたりする法律を作ることが禁じられていることによって保障」されており、この権利は「神がすべての人間に与えたもうた」ものであるとし、奴隷にも請願権があることを示唆した。さらに彼は、同じく2月6日に提出したヴァージニア州フレデリクスバーグの女性たちによる請願書に言及し、ヴァージニア州選出のパットンから差し止めの動議が出されたことについて、反論をおこなった。パットンは、この請願書の差し戻しの理由を、自由黒人の女性たちによるものであるとただけでなく、さらに「色をつけて」これらの女性を悪名高い者というレッテルをはった——アダムズ理解では、パットンが彼女たちを売春婦呼ばわりした——として批判した。またアダムズは、「たいていの場合、より愛情を込めて『女性たち』(women)と紹介」しており、「淑女たち」(ladies)と呼んだ記憶はないとも述べた³⁰⁾。

さらなる議論の後、パットンによる修正案が最終案として表決されることになった³¹⁾。

一、以下、決議する。今後、下院に本連邦 (this Union) の奴隷からの請願書を提出しようとする議員は、本下院の心情や南部諸州の諸権利をないがしろにする者であり、連邦に対して敵意を持つ者と見なされる。

第一決議案についての表決は、賛成92票、反対105票で否決された³²⁾。

二、以下、決議する。ジョン・クインジー・アダムズ議員は、奴隷の手になる請願書について議長に問い合わせをおこなうにあたり、本下院に対して礼を欠く、いかなる行為もおこなう意図はないと断言しており、もし本下院がこの請願書の提出はおこなうべきでないとの判断を下した場合は、これを提出しないと明言している。ゆえに彼の行動についての処分の検討はこれ以上、おこなわないものとする。

第二決議案についての表決も、賛成21票、反対137票で否決された³³⁾。第二決議案は、アダムズに対する処分の検討をこれ以上おこなわないとする

内容ではある。しかし、これに賛成することは彼が処分の対象となりうる行動をとったと見なすことになり、反対することは、逆に最初から処分の対象となる行為はなかったことを意味している。こうしてアダムズは問責を免れた。

マサチューセッツ歴史協会所蔵のアダムズの日記には、同じ日付のついたものが複数存在する。一方は、彼が民衆から受け取り、連邦下院に提出した請願書についての覚え書きで、どこの誰から提出され、何を要求する請願書なのか、日付別に記されている。もう一方は、いわゆる日記であるが、いずれも、彼自身が「雑」(Rubbish)と区分した草稿集の中に納められている³⁴⁾。問題とされたフレデリクスバーグの女性と奴隷の2つの請願書については、この請願書の覚え書きの同じ頁に2月2日と2月3日の項目として、それぞれ次のように記載されている。

Petition of 9 women dated Fredericksburg [sic.] Virginia to put a stop to the Slave Trade in the District of Columbia....

Buddey Jay Lorre and 21 names of self-declared slaves, praying that the abolition gentlemen may abandon their pursuit [sic.], and that in case the gentlemen from the Northern States, continue to urge their petitions on this subject, the said gentlemen be expunged from his [sic.] seat in the Congress.³⁵⁾

議会記録には、この請願書についてどこまで説明されたのかは明らかにされていない。しかし、プランター層を中心に南部白人社会を恐怖に陥れたナット・ターナーの反乱(1831年)の記憶がまだ新しいこの時代に、南部選出の議員たちが、もしこの請願書の表紙を見たとすれば、「反逆を誘発する」「連邦の即時崩壊」といった言葉でアダムズを非難したのも頷ける。

アダムズの日記のほうには、彼の関わった下院の議事について記されている。彼の問責決議案が出された1837年2月6日についてみると、「下院の請願書の提出日。私は、[地名]の[代表署名者氏名]による請願書を提出した」という書き出しで請願書が列挙され、「1月18日成立の議事規則にしたがって棚上げされた」とある。南部選出の議員たちが問題とした2つの請願書については、次のように記されている。

私の手元にあった最後の2つの請願書については、疑念が残る——フレデリクスバーグの9人の女性（women）の請願書は棚上げされた。奴隷の請願書——私は議長にこれが1月18日の議事規則の対象かどうかを問い合わせたが、彼は下院での協議が必要だといひ、議場は荒れて、私を喚問するという動議が続いた——ヘインズ、ワディ・トンブソン、[ディクソン・H・]ルイス、ドロムゲール、[フランシス]・グランジャー、アバイジャ・マン、[チャーチル・C・]キャンブレレンによる。[午後]5時から6時の間で閉会。パットンの動議で、[奴隷制討論禁止]規則が一時停止となる。[フレデリクスバーグの]女性の請願書を私に差し戻すためだったが、特権 [アダムズの間責] 問題に取って代わる。私が請願書を提出するのを差し止めようと [彼らは] 必死になっている。³⁶⁾

内心は混血女性と奴隷によるとされる2つの請願書の扱いに戸惑いながらも、何人にも保障されていると彼が信ずる請願権を尊重しようとする様子が窺われる。箝口令により、反奴隷制請願書は棚上げされることになっており、一般の感覚としては、請願書の受理が拒否されることと読み上げられずに棚上げされるのでは、さほど大きな違いはなさそうに見える。しかしながら、これは、前者では請願権が根底から否定されているのに対し、後者では形式的には請願権が保障されているという前提がある。実際、先の会期で初めて成立した箝口令の成立過程でも、反奴隷制請願書の処理について、請願書の受理そのものを下院が拒否することを提案した動議は、多数派の支持を得られることはなかった³⁷⁾。ゆえに、アダムズは、最終的には棚上げされることになっても、混血女性や奴隷の請願書とされるものを白人の請願書と同列に扱われることにこだわったと考えられる。

アダムズの日記から彼の奴隷制に対する考え方や態度を示す部分を抜粋・解説したデイヴィッド・ワルドストライシャーとマシュー・メイソンによれば、この段階のアダムズは、まだ奴隷制反対運動に身を投じる準備はできていなかったとしている³⁸⁾。しかしながら、この事件当時にはすでにアダムズは奴隷制反対運動に関わらざるをえない状況にあった。すなわち、当時、メキシコから独立していたテキサスの併合問題が浮上しており、アメリカにおける奴隷制の拡大は不可避となる中、奴隷制反対の請願運動はさらに活発化していたからである。またアダムズは、その後1839年に

スペイン船籍の奴隷船上で起こった奴隷反乱、いわゆる「アミスタッド号」事件の黒人たちの弁護に関わることになる。こうしてアダムズは、よりいっそう奴隷制反対運動に近づくことになったのである。

註

- 1) A Century of Law Making for a New Nation: U.S. Congressional Documents and Debates, 1774–1875. American Memory, Library of Congress. <https://memory.loc.gov/ammem/amlaw/lawhome.html> (Accessed 15 September 2019).
- 2) Biographical Directory of the United States Congress, 1774–Present, <http://bioguide.congress.gov/biosearch/biosearch.asp> (Accessed 13 September 2020).
- 3) J. Q. アダムズの発言の記録は、*Gales & Seaton's Register of Debates in Congress, House of Representatives* (以下、*Register of Debates*), 24th Congress, 1st Session, 25 May 1836, p. 4030, <http://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage> (Accessed 25 September 2018).
- 4) 箝口令は、1840年には下院第21規則として成立し、1844年まで連邦議会を支配することになる。William Lee Miller, *Arguing About Slavery: John Quincy Adams and the Great Battle in the United States Congress* (New York: Vintage Books, 1996), 516–520; *U.S. House Journal*, “Appendix: Standing Rules and Orders, No. 21,” 26th Congress, 2nd Session, 1840.
- 5) “Abolition of Slavery,” *Register of Debates*, 24th Congress, 2nd Session, 6 February 1827, pp. 1585–1609; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 6 February 1827, pp. 1610–1655.
- 6) “A Motion to Censure Representative John Quincy Adams of Massachusetts, February 07, 1842,” *History, Art & Archives, U.S. House of Representatives*, <https://history.house.gov/Historical-Highlights/1800-1850/A-motion-to-censure-representative-john-quincy-adams-of-massachusetts/> (Accessed 18 October 2020); Andrew Glass, “John Quincy Adams Escapes Censure Over Slavery Issue, Feb. 7, 1842,” *POLITICO*, 7 February 2018, <https://www.politico.com/story/2018/02/07/adams-escapes-censure-over-slavery-issue-feb-7-1842-389682> (Accessed 18 October 2020) 他。
- 7) Miller, *Arguing About Slavery*, 225–272.
- 8) *Journal of the House of Representatives*, 24th Congress, 2nd Session, 19 December 1836, p. 67 (以下 *House Journal*). <https://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage>(Accessed 29 September 2019).
- 9) *House Journal*, 26 December 1836, pp. 117–119; “Abolition of Slavery,” *Register*

of Debates, 26 December 1836, pp. 1156–1157.

10) *House Journal*, 18 January 1837, pp. 234–37; “Abolition of Slavery,” *Register of Debates*, 18 January 1837, pp. 1411–1412.

11) 同日にマサチューセッツ選出の各議員から提出された反奴隷制請願書は、以下の通りである。なお、アダムズの提出した請願書には、代表者と人数、具体的な請願内容が記録されているが、それ以外の議員が提出したものについては、具体的な記載がない。

ジョージ・ブリッグズ議員（反ジャクソン派、第25議会ではホイッグ党）
提出分：マサチューセッツ州のグレート・バリントン、ストックブリッジ、ワシントンの各町在住の女性たちによるもの。

ケイレブ・クッシング議員（反ジャクソン派、第25議会ではホイッグ党）
提出分：ニューハンプシャー州の下記在住の女性たちによるもの（ランカスター、キーン、レイモンド、ニューハンプトン、ボスカウエン、セイラム、ハイヴリル、コンコード、フランコニア、マウント・ヴァーノン、ハノヴァー、リンドボロ、ベッドフォード、ソルズベリー、ニューマーケット、リンカン、ハンプトン・フォールズ、ヘブロン、オレンジ、ケイナン、オルステッド、ギルマントン、マドベリー、ドラム、ヒルズボロ）、およびマサチューセッツ州の下記在住の女性たちによるもの（ローウェル、ハイヴイル、イースト・ブラッドフォード、アンドヴァー、ニューベリーポート、レディング、エイムズベリー、ソルズベリー）。

ウィリアム・カルフーン議員（反ジャクソン派、第25議会ではホイッグ党）
提出分：マサチューセッツ州サザンプトンとサウス・ハドレイの住民によるもの。

ジョン・リード議員（反メイソン党、第25議会ではホイッグ党）提出分：
マサチューセッツ州デューク郡とエドガータウンの住民によるもの、およびマサチューセッツ州の女性によるもの。

アダムズの提出分：コロンビア特別区および連邦議会の管轄下にある奴隷制の存在する合衆国准州における奴隷制廃止と奴隷取引の禁止を求める請願書：マサチューセッツ州アビントン在住の254名の市民、同在住の300名の女性、同州ドーチェスターの128名の市民、同州ウォータータウンの30名の住民、同州ハノヴァー在住の84名の女性、同州サウス・レディングの146名の市民、同州タウントン在住の88名の女性、同19名の未成年者、同州アマーストの北部地区在住の女性128名、ペンシルヴァニア州在住の男性14名、同女性12名。

コロンビア特別区の奴隷制廃止と奴隷取引の禁止を求める請願書：
ニューハンプシャー州サマズワースの住民181名、同住民53名、同州グレートフォールズ在住の女性241名、同州プリマスの市民52名、同在住

の女性104名、同州キャンプトン在住の女性104名、同州ハンプトン在住の女性200名、同州ニューマーケットの住民42名、同州ニューイプスウィッチ在住の女性115名、メイン州ウインスロップの市民50名、同州キリングリーの市民23名、ニューヨーク州ロチェスターの市民342名、ミシガン州デトロイトの市民252名。

州際奴隷取引の禁止を求める請願書：ニューハンプシャー州サマズワースの住民181名。

コロンビア特別区および奴隷制の存在する合衆国准州における奴隷制廃止と奴隷取引の禁止、州際奴隷取引の禁止、テキサス及びその他外国への奴隷の輸出禁止を求める請願書：ニューヨーク州ジョンズタウン在住の男性・女性住民115名、同州ヴァーノンの市民123名。

House Journal, 6 February 1837, pp. 347–350.

- 12) *Ibid.*, pp. 348–350.
- 13) “Abolition of Slavery,” *Register of Debates*, 6 February 1837, p. 1587.
- 14) *Ibid.*
- 15) *Ibid.*, pp. 1587–1589; *House Journal*, 6 February 1837, pp. 350–352.
- 16) *House Journal*, 6 February 1837, p. 352.
- 17) *Ibid.*
- 18) *House Journal*, 7 February 1837, p. 353; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 7 February 1837, p. 1612.
- 19) *House Journal*, 7 February 1837, p. 353.
- 20) *Ibid.*, p. 353; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 7 February 1837, p. 1627.
- 21) “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 7 February 1837, pp. 1627–1628.
- 22) *House Journal*, 7 February 1837, p. 353; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 7 February 1837, p. 1632.
- 23) “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 7 February 1837, p. 1632.
- 24) *Ibid.*, pp. 1632–1639.
- 25) *Ibid.*, pp. 1639–1641.
- 26) *Ibid.*, pp. 1641–1655; *House Journal*, 8 February 1837, p. 354.
- 27) “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 9 February 1837, pp. 1658–1659; “Ablition Petitions: Speech of Mr. French of Kentucky,” *Appendix to the Congressional Globe*, Feb. 1837, p. 191.
- 28) “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 9 February 1837, pp. 1659–1663; “Ablition Petitions: Speech of Mr. French of Kentucky,” *Appendix to the Congressional Globe*, Feb. 1837, pp. 191–192.
- 29) “The Right of Slaves to Petition: Speech of John Quincy Adams, of

Massachusetts,” *Appendix to the Congressional Globe*, Feb. 1837, p. 262.

- 30) Ibid.
- 31) *House Journal*, 9 February 1837, pp. 360–364; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 9 February 1837, pp. 1672–1685.
- 32) *House Journal*, 9 February 1837, pp. 364–365; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 9 February 1837, pp. 1684–1685.
- 33) *House Journal*, 9 February 1837, pp. 365–366; “Censure of Mr. Adams,” *Register of Debates*, 9 February 1837, p. 1685.
- 34) “Getting Started,” *The Diaries of John Quincy Adams: A Digital Collection*. Boston: Massachusetts Historical Society, 2005. <http://www.masshist.org/jqadiaries> (Accessed 17 October 2020).
- 35) *John Quincy Adams Diary*, vol. 50, “Rubbish IV,” *Diary and Miscellaneous Entries*, 2–3 February 1837, p. 511, [electronic edition]. *The Diaries of John Quincy Adams: A Digital Collection*. Boston: Massachusetts Historical Society, 2005. <http://www.masshist.org/jqadiaries> (Accessed 17 October 2020).
- 36) *John Quincy Adams Diary* vol. 48, “Rubbish II,” *Diary and Miscellaneous Entries*, 6 February 1837, p. 795, [electronic edition]. *The Diaries of John Quincy Adams: A Digital Collection*. Boston: Massachusetts Historical Society, 2005. <http://www.masshist.org/jqadiaries> (Accessed 17 October 2020).
- 37) 久田由佳子「1830年代奴隷制討論禁止規則の成立をめぐって—アメリカ合衆国連邦議会における言論統制(1)」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第51号(2019年)。
- 38) David Waldstreicher and Matthew Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery: Selections from the Diary* (New York: Oxford University Press, 2017), 200.

The Anti-Slavery Gag Rule and the Censure of John Quincy Adams: One Aspect of “Freedom of Speech” in American History, Part 2

Yukako HISADA

On February 6th, 1837, John Quincy Adams presented anti-slavery petitions from his constituency to the House of Representatives as usual as he did. One petition he received, however, put him into a trouble in the House. Some of his colleagues from the South in the House moved the resolution to censure Adams on the ground that he would have committed “a gross contempt of this House.”

This article will shed light on how the discussion on the motion to censure John Quincy Adams took place in the House of Representatives in early February of 1837. Referring to Congressional records, it will closely examine the day by day procedure in Congress.